

第2次 珠洲市地域福祉活動計画

孝えあい みんなで取り組む 地域福祉



平成 25 年 3 月

社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会

はじめに

近年、人口の減少と少子高齢化・核家族化が進む中、地域の連帯感や助けあい等の相互扶助機能が低下するとともに、地域における福祉課題は多様化、複雑化してきています。



このような状況の中で、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会の果たすべき役割は、ますます大きなものになってきております。

珠洲市社会福祉協議会では、地域で暮らす人々が自ら考え、さまざまな団体や関係機関と一緒に、地域の福祉課題の解決に取り組む活動を積極的に支援するため「第2次珠洲市地域福祉活動計画」を策定しました。

日々の暮らしの中で生じる、さまざまな課題や悩みごとは、自分だけでは解決できない時もあります。そんな時、地域で暮らす人々が、「お互いさま」といった支えあいの関係の中で、お互いを尊重しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、心豊かな地域づくりを進めます。

本計画の推進にあたり、「支えあい みんなで取り組む 地域福祉」を合言葉に、市民のみなさまをはじめ、関係機関・団体等と協働して、これまで以上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力をいただきました珠洲市地域福祉活動計画策定委員会並びに作業部会のみなさまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民のみなさま、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

珠洲市社会福祉協議会長 濱田 舜英

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割
2. 地区社会福祉協議会の位置づけと役割
3. 計画の趣旨
4. 地域福祉活動計画とは
5. 計画の位置づけ
6. 計画の期間
7. 計画の策定過程

第 2 章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系図

第 3 章 目標達成のための取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり
基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり
基本目標 3 ふれあいの場づくり

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. 珠洲市の現状
2. 市民の声（10地区住民座談会での主な意見）
3. 珠洲市地域福祉活動計画要綱
4. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
5. 珠洲市地域福祉活動計画策定委員名簿
6. 珠洲市地域福祉活動計画策定作業部会員名簿
7. 計画策定の経過
8. 用語集

第1章 計画の策定にあたって

1 珠洲市社会福祉協議会の位置づけと役割

社会福祉法人 珠洲市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進役として、その中核的な役割を果たすことが位置づけられています。

社会福祉協議会は、市町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。地域住民や社会福祉関係者の参加・協力を得て、地域住民が安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現に向け、「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進するしくみをつくる役割を担っています。

2 地区社会福祉協議会の位置づけと役割

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、できるだけ地域にあった方法で、地域の方一人ひとりが協力し合い、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現を目指すための地元住民主体の活動組織団体です。



3 計画の趣旨

わたしたちは、家族や友人、職場・学校・地域の方などと「助けられたり、助けたり」の関係を繰り返して暮らしています。「困ったときはお互いさま」「向こう三軒両隣」などというように、わたしたちは地域に根ざした人と人との「つながり」や「支えあい」を大切にしてきました。

今日、少子・高齢化の進展や核家族化の進行、地域の絆の希薄化などから様々な福祉課題が顕在化してきています。地域の身近な生活課題に対し、「お互いさま」といった地域での支えあいの関係の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉関係者をはじめ、地区社会福祉協議会や町内会、地域住民とより深い連携を図りながら、地域福祉の進むべき方向や取り組んでいく内容をより明確にすることを目的として、第1次計画を全面的に見直し、珠洲市地域福祉計画と連携するために、第2次珠洲市地域福祉活動計画を策定することとしました。

4 地域福祉活動計画とは

珠洲市における地域福祉を推進するため、地域において住民を主体とし、福祉活動を行う関係者や各種のボランティア、NPO、保健・医療・福祉の専門機関等の協力・連携のもとで社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

5 計画の位置づけ

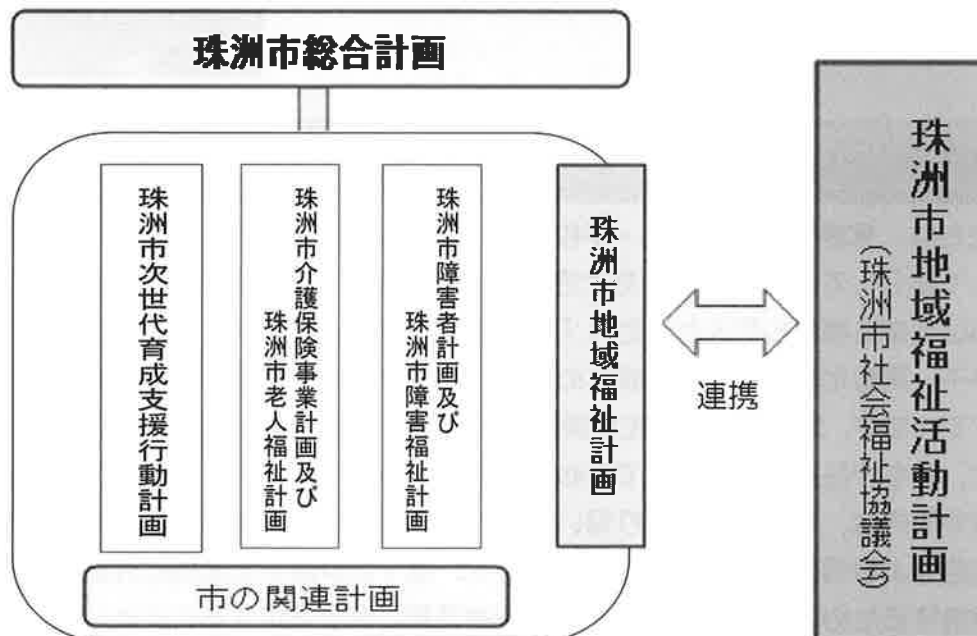
『珠洲市地域福祉活動計画』は、珠洲市が平成 24 年 3 月に策定した『珠洲市地域福祉計画』を基本として策定しました。

行政計画である『珠洲市地域福祉計画』は、地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、他の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定されています。

一方『珠洲市地域福祉活動計画』は、地域住民や各種団体との連携・協力により策定する民間の活動・行動計画です。

この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、また地域住民等の参加を得て策定されたものであることから、お互いに補完・補強しあう関係にあります。

【珠洲市地域福祉活動計画の位置づけ】



6 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていくものとします。

7 計画の策定過程

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズを把握し、それらを計画に反映させる必要があります。そのため、珠洲市内全10地区において「地区住民座談会」を開催し、それぞれの地域の現状と課題について、参加いただいた住民の方々とともに共有しました。また、『珠洲市地域福祉計画』において実施された住民・各種団体へのアンケート調査などの結果も踏まえて策定しました。

計画策定のための組織として、住民の代表や区長会、福祉関係団体の代表などから構成される、「第2次珠洲市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の策定に関する審議を行いました。

さらに、地区住民座談会の結果集約、課題分析、計画の素案の作成など、具体的な作業を行うための「第2次珠洲市地域福祉活動計画策定作業部会」を組織し、計画策定にあたりました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、珠洲市が目指す地域福祉の方向性を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

支えあい みんなで取り組む 地域福祉

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下のとおり基本目標を設定します。



基本目標1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが自分たちの地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を高めることが大切です。

日頃の近所付き合いや地域活動への積極的な参加を通して、地域の情報共有や「自助」「共助」のしくみづくり、関係機関の連携強化を図ります。



基本目標2 安心して暮らせるしくみづくり

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている方に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からない」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、「ちょっとしたこと」のお手伝いなど公的サービスでは拾えない要望や「制度の狭間」の問題への対応など、どのようにキャッチして、その情報をどうつなげていくか、住民と各専門機関、関係機関などが一体となって、協働して取り組むしくみづくりを推進します。

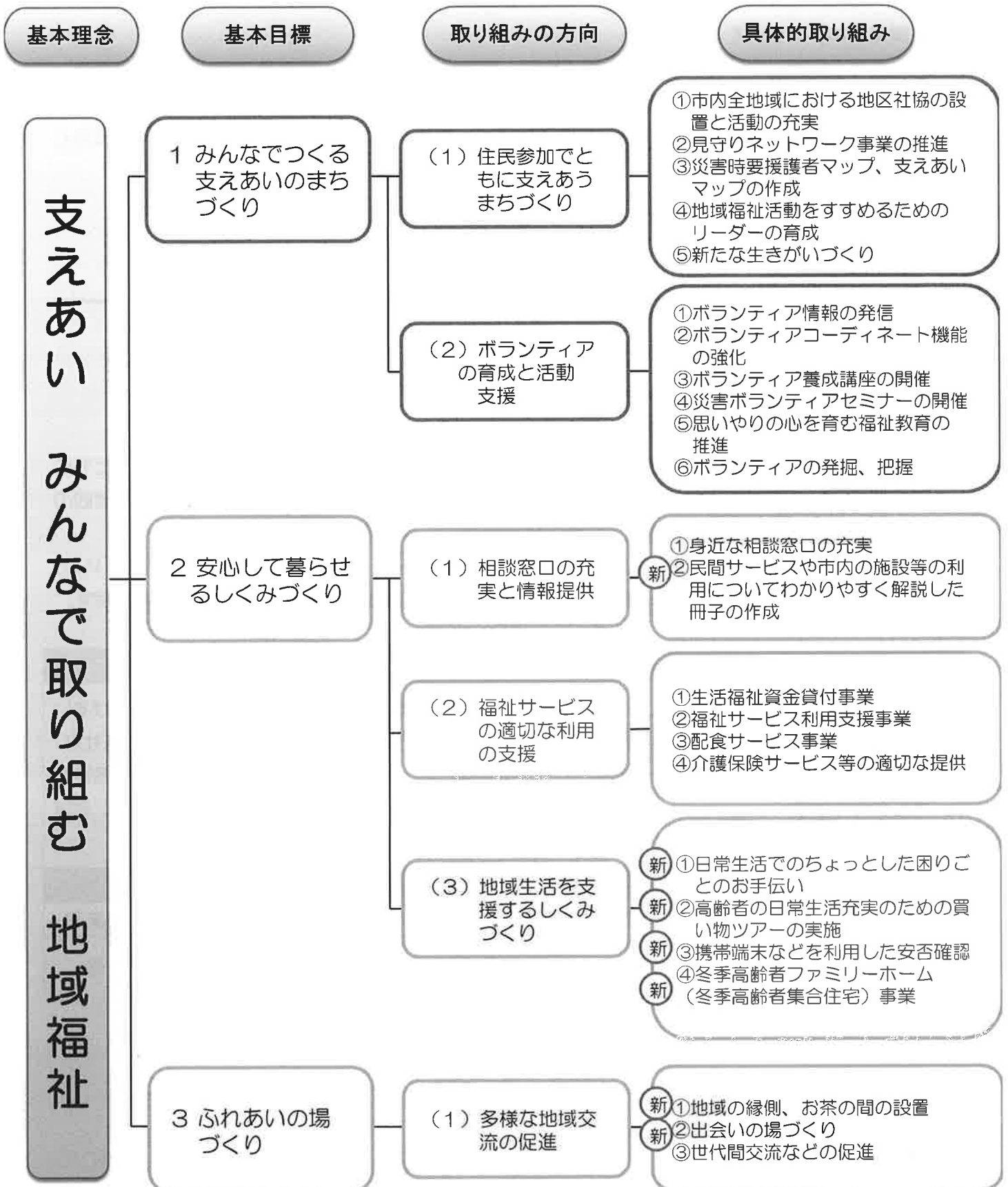


基本目標3 ふれあいの場づくり

住民同士が、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、気軽に集えるふれあいの場の整備が必要です。

地域の住民同士が日常的に交流できる環境づくりを推進します。

3 計画の体系図



第3章 目標達成のための取り組み

◆「実施主体」について

実施主体の定義について、本計画では「市民」を地域住民、区長、町会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員、ボランティアなど、「事業者」を社会福祉法人、NPO 法人、一般企業など、「社協」を社会福祉協議会、「市」を行政一般と位置づけます。また、概ねの目安として、取り組みの主体となる者を「◎」実施主体と協力して取り組みを推進する者を「○」としています。



基本目標 1 みんなでつくる支えあいのまちづくり

具体的な取り組み

(1) 住民参加でともに支えあうまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが、自分たちの地域に関心を持ち、ともに支えあうという意識を持つことが大切です。しかしながら、少子・高齢化や核家族化、価値観の多様化などにより、地域の連帯感や家族の絆が希薄化しつつあるのが現状です。

日頃の近所付きあいや地域活動への積極的な参加を通して、地域の情報共有や「自助」「共助」のしくみづくり、関係機関との連携を図り、住民参加でともに支えあうまちづくりを推進します。

事業名等		内 容						
①市内全地域における地区社会福祉協議会（地区社協）の設置と活動の充実		地域にあった福祉活動やより身近なところでの支えあい・助けあい活動を推進するために、市内全域に地区社会福祉協議会（地区社協）を組織し、区長会をはじめ、民生委員児童委員、地域における各種団体の連携により地域の網の目づくり（ネットワーク）をすすめ、地域で課題解決ができるしくみづくりに努めます。						
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等	内 容
②見守りネットワーク事業の推進	<p>一人暮らし高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるように、住民と事業者、関係機関の協働による見守りのネットワークづくりをすすめ、見守りや声かけ、ちょっとした困りごとを言える関係づくりをすすめます。</p> <p>また、民生委員児童委員、地域福祉推進員をはじめ地域住民が担い手となり、訪問・電話・行動パターンなどによる安否の確認を行うとともに、地区社協や各種団体との連携強化を図り、誰もが安心して暮らせるしくみづくりを行います。</p>

目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	◎

事業名等	内 容
③災害時要援護者マップ、支えあいマップの作成	<p>災害時要援護者マップの定期的更新により、日頃から、一人暮らし高齢者や障がい者など要援護者の情報を適切に把握し、地区社協関係者、民生委員児童委員などの関係機関との間で情報を共有し、防犯・防災意識の高揚、地域の連携・強化を図ります。また、日頃の地域住民の支えあい・助けあいの関係を把握し、見守り活動を推進します。</p>

目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

事業名等	内 容
④地域福祉活動をすすめるためのリーダーの育成	<p>研修会や交流会を開催し、自分たちの地域課題に対して、お互いに協力して自主的に活動をすすめることができる地域のリーダー的役割を果たす人材の育成に努めます。</p>

目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○



【 要援護者見守りマップ作成 】



【 支え合いマップ 】

事業名等					内 容			
⑤新たな生きがいづくり					高齢者等が長年にわたって培ってきた知識や経験を地域活動に活かしながら、より生きがいのある生活を送ることができる環境づくりをすすめます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○

(2) ボランティアの育成と活動支援

地域での支えあい、助けあいの力を高めていくためには、地域や福祉の活動に主体的に参加・参画する地域住民を拡大していくことが必要であり、住民意識の啓発や地域住民が身近な地域活動に目を向け、関心を持ち、さらには活動への参加を促すための多様な機会や学習などの場づくりの必要があります。

また、地区社協及び各種団体や福祉関係者などの広範な連携により、若年層や勤労者などを含めた幅広い人材の発掘・育成が求められます。

事業名等					内 容			
①ボランティア情報の発信					地域住民が地域への関心を高め、地域での活動やボランティア活動を促進するため、広報紙やホームページを活用し、様々なボランティア活動やボランティアを必要としている情報、ボランティア実践者の体験談、養成講座の情報、ボランティア団体情報などの発信に努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○

事業名等					内 容			
②ボランティアコーディネート機能の強化					社会福祉協議会は、ボランティア活動に関心を持った人たちが、活動に参加しやすくするため、ボランティア活動情報や個人における活動希望の情報を集約し、ボランティア活動の情報提供をはじめ、ボランティアの人材育成に関する事業や、ボランティアコーディネートを含め、ボランティアセンターとしての総合的な機能強化に努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○
事業名等					内 容			
③ボランティア養成講座の開催					ボランティア・地域福祉を担う人材の養成、一般市民に対する福祉啓発など、多くの人々に関心を持ってもらえるようなボランティア講座等のプログラムの検討を図り、ボランティア養成講座の充実に努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○
事業名等					内 容			
④災害ボランティアセミナーの開催					東日本大震災では自然災害の威力の大きさと共に災害時への備えがいかに大切であるかを痛感させられました。今一度、災害時に地域では何ができるのか、また住民同士どのように助けあえるかを考える機会をつくるとともに、社会福祉協議会は、災害ボランティアに関する意識啓発のため、「災害ボランティアセミナー」等を開催し、地域の取り組みの支援に努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○



【 ボランティア養成講座 】



【 傾聴ボランティア 】

事業名等					内 容			
⑤思いやりの心を育む福祉教育の推進					<p>小学校・中学校・高校のボランティア協力校と連携し、児童・生徒に、車いす体験や高齢者疑似体験等の福祉体験を通して「ふくし」を身近に感じることができるよう、福祉を学ぶ機会をつくります。</p> <p>また、地域においては青年福祉員等の活動を通して、児童の健全育成を図るとともに、今後は、学校と地域のつながりによる福祉教育や地域住民を対象として知識や理解、住民参加を促進するため、「出前講座」や広報などを通して、福祉教育を推進します。</p>			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○
事業名等					内 容			
⑥ボランティアの発掘、把握					<p>地域で自分の特技や経験を活かし、地域の茶の間や各種行事で、ボランティア活動などができる人を発掘し、把握に努めます。</p>			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	◎	○	◎	○



【 高齢者疑似体験 】



【 青年福祉員活動 】



基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

具体的な取り組み

(1) 相談窓口の充実と情報提供

地域において様々な生活課題や福祉ニーズを抱えている方に、必要な時に適切なサービスが提供されることが重要ですが、「どこに相談に行けば良いか分からない」「手続きの仕方が分かりにくい」といった声が聞かれます。

また、「ちょっとしたこと」のお手伝いなど公的サービスでは拾えない要望や「制度の狭間」の問題への対応など、適切かつ迅速に関係機関につなげていけるよう、住民と各専門機関、関係機関との連携を図ります。

事業名等					内 容			
①身近な相談窓口の充実					住み慣れた地域で安心して生活できるように、気軽に相談できる窓口の充実に努めます。また、民生委員児童委員、地域福推進員など、地域の相談支援者の周知を図るとともに、互いに連携が図れるようなしくみづくりに努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続			→		◎	○	◎	○
事業名等					内 容			
②民間サービスや市内の施設等の利用についてわかりやすく解説した冊子の作成					移動や買い物支援などの民間サービスや市内の施設利用などについてわかりやすく解説した冊子を作成し、情報提供をすすめ、サービスや施設の有効活用を図ります。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
新規			→		◎	○	◎	◎

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、必要な支援を行うとともに、サービスを必要とする人を早期に発見するしくみづくりをすすめます。

事業名等					内 容			
①生活福祉資金貸付事業					低所得世帯などに対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、必要に応じて資金の貸し付けを行います。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○
事業名等					内 容			
②福祉サービス利用支援事業					認知症や知的、精神に障がいのある方が地域で生活していくために、金銭管理、重要な書類の保管、各種手続き、福祉サービスの利用のお手伝いをします。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	○
事業名等					内 容			
③配食サービス事業					虚弱など調理が困難な高齢者に配食サービスを行い、健康の維持向上や栄養状態の改善、見守り、安否確認を行うとともに、把握した生活課題から地域の見守りネットワークへの結びつけなど孤独・孤立の予防に努めます。			
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	◎

事業名等		内 容						
④介護保険サービス等の適切な提供		適切なサービスの提供により在宅生活を支援するとともに、公的サービスでは解決できない生活課題を発見した場合、地域組織や関係機関と連携し、安心して地域生活が継続できる支援方法を検討します。 また、苦情・事故対策（危機管理）を充実させ、利用者の安心安全に努めるとともに、スキルアップを目指し、職員研修などを充実強化し、質の高いサービス提供に努めます。						
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
継続				→	○	○	◎	◎

(3) 地域生活を支援するしくみづくり

一人暮らし世帯や高齢者世帯などの日常生活の充実と定期的な安否確認により、地域生活を支援します。

事業名等		内 容						
①日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝い		生活・介護支援サポーターによる買い物やごみ出し、話相手など日常生活におけるちょっとした困りごとのお手伝いを実施し、安否確認と地域生活の支援に努めます。						
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
新規				→	○	○	◎	○
事業名等		内 容						
②高齢者の日常生活充実のための買い物ツアーの実施		交通手段が限られる地域にお住まいの高齢者の日常生活の充実を図るため、車両等を利用した買い物支援を検討します。						
目 標					実施主体			
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	市民	市	社協	事業者
新規				→	○	○	◎	○